

結婚新生活を始めるための 費用を助成します



対象となる世帯

対象となる世帯は、次の条件を全て満たす世帯です。

- **平成28年10月11日(火)～平成29年3月15日(水)まで**に婚姻届を提出し、本市に住民票がある世帯
- 交付申請の時点で夫婦とも満50歳未満
- 夫婦の平成27年分の所得の合計額が300万円未満の世帯
※貸与型奨学金を返済している場合は平成27年中の返済額を所得から控除できます。
※結婚を機に双方又は片方が離職している場合は転職・離職した翌月の月収から換算した所得となります。
- 本市市税の滞納がないこと

対象となる経費

平成28年8月1日(月)～平成29年3月15日(水)までの転入(転居)にかかる

- 新規の住宅賃貸費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等)
- 新規の住宅取得費用
- 結婚に伴う引越し費用

助成額

上限18万円

申請期間

平成28年10月11日(火)～平成29年3月31日まで(金)

(この事業は、予算額に達した時点で受付を終了します。また、この事業は、平成28年度のみの実施となります。)

提出書類

★・・・秦野市の公簿で確認できる場合は省略可

- 補助申請書 ★婚姻届受理証明書(又は婚姻後の戸籍謄本)
★夫婦の平成27年分所得証明書
- (貸与型奨学金を平成27年中に返済した場合) 返済したことがわかるもの
- (結婚を機に転職・離職した場合) 転職・離職した翌月の給与明細書、離職票
- (住宅賃貸費用の場合) 賃貸契約書の写し及び領収書の写し、(勤務先から住宅手当が支給されている場合) 住宅手当支給証明書
- (新規の住宅取得費用の場合) 売買契約書及び領収書の写し
- (引越し費用の場合) 領収書の写し
- 口座が確認できるもの(預金通帳又はキャッシュカード)の写し など